第二条の二「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、「変更の願書」の下に「若しくは申請書」を加え、「または」を「又は」に、「附し」を「付し」に改める。

第二条の三中「法第二十一条第二項」を「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第二十一条第二項」に改める。

第三条中「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第百八十八条」を「法第百四十一条」に、「経済産業局長」を「経済産業大臣又は経済産業局長」に改める。

第二章の章名中「または」を「又は」に改める。

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節　出願による鉱業権の設定又は変更の出願等の手続

第四条第三項中「戸籍の謄本もしくは抄本もしくは登記事項証明書または日本国民もしくは日本国法人であることを証する書面」を「次の各号に掲げる書類」に、「その書面」を「第一号、第六号及び第七号に規定する書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本国法人であることを証する書面

二　様式第二の一による事業計画書

三　事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調達方法を確認すべき書類

四　出願人が法人である場合にあつては、直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書、定款並びに役員の履歴書

五　主たる技術者の履歴書

六　鉱物の掘採に係る体制を記載した書面

七　法第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

八　その他経理的基礎及び技術的能力を確認するために必要となる書類

第四条第四項中「同住民基本台帳法」を「同法」に改める。

第四条の二中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「または」を「又は」に改める。

第四条の三中「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に改める。

第六条第四項中「および」を「及び」に、「名義の変更」を「地位の承継」に改める。

第七条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、「のほか、」の下に「様式第二の一による事業計画書及び」を加え、同条第二項中「第四条第二項」の下に「及び第三項（第一号及び第七号を除く。）」を加え、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第八条の見出し中「名義の変更」を「地位の承継」に改め、同条第一項中「法第四十一条の規定により鉱業出願人の名義を変更」を「法第三十六条第一項の規定により旧鉱業出願人の地位を承継」に、「様式第五による届書」を「様式第五による願書」に改め、同条ただし書を削り、同条第四項中「第一項」を「第三項」に改め、「、その変更の原因及び目的が同一である場合に限り」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第四条第二項および第三項」を「第四条第二項から第四項まで」に、「、前項の届書」を「第一項又は第二項の願書に、第四条の二の規定は鉱業出願人の地位の承継に係る鉱業出願」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第三十六条第二項の規定により鉱業出願人の承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、様式第六による願書に、その原因たる事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

3　法第三十六条第三項の規定により相続人その他の一般承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、当該承継人は、様式第六の一による願書に、その原因たる事実を証する書面を添えて提出しなければならない。

第九条中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「前条第一項の届書」を「前条第一項又は第二項の願書」に改める。

第十条中「試掘権者」を「一般試掘権者」に、「採掘権の設定の出願」を「採掘出願」に、「採掘出願の名義の変更の届出があつたものとみなす」を「第八条第一項の規定による鉱業出願人の地位の承継に係る鉱業出願をしなければならない」に改める。

第十一条第二項中「同時に」の下に「同一の」を加え、同条第三項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第十二条第一項中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二項中「採掘権」を「一般採掘権」に改め、同条第三項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に改め、同条第五項中「第四条第二項」の下に「及び第三項（第一号及び第七号を除く。）」を加え、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第十二条の二中「図面」の下に「並びに同条第三項（第一号及び第七号を除く。）に規定する書類」を加える。

第十三条第一項中「書面」の下に「及び同条第三項（第一号及び第七号を除く。）に規定する書類」を加える。

第十四条第三項中「採掘権」を「一般採掘権」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第四項中「採掘権者」を「一般採掘権者」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（鉱業権の移転の申請）

第十四条の二　法第五十一条の二第一項の規定により鉱業権（法第二十一条第一項の規定により設定されたものに限る。次条において同じ。）の移転を受けようとする者は、様式第十二の一による申請書を経済産業局長に提出しなければならない。

2　第四条第二項から第四項までの規定は、前項の申請書に準用する。

（鉱業権の相続その他の一般承継の届出）

第十四条の三　法第五十一条の三第一項の規定により相続その他の一般承継により鉱業権を取得した者は、取得後三月以内に様式第十二の二による届書に、その原因たる事実を証する書面を添えて経済産業局長に提出しなければならない。

2　第四条第二項から第四項までの規定は、前項の届書に準用する。

（鉱業権を譲渡するための期間）

第十四条の四　法第五十一条の三第二項の経済産業省令で定める期間は、経済産業大臣又は経済産業局長からの通知が到達してから六月とする。

第十五条第一項中「第三十六条第二項および第四十五条第三項」を「第三十条第二項及び法第四十四条第三項」に、「行なおう」を「行おう」に、「および日時ならびに」を「及び日時並びに」に改める。

第十七条第一項中「設定または」を「設定若しくは」に改め、「許可」の下に「又は鉱業権（法第二十一条第一項の規定により設定されたものに限る。）の移転の許可」を加え、「領収証書又は」に、「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第十九条第一項中「共同鉱業権者」の下に「（法第二十一条第一項の規定により設定を受けた鉱業権の鉱業権者に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十条第一項中「試掘権」の下に「（法第二十一条第一項の規定により設定を受けたものに限る。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「および」を「及び」に改め、同条第二項及び第三項中「試掘権者」を「一般試掘権者」に改める。

第二十一条中「、申請書又は届書」を「又は届書（一般試掘権又は一般採掘権に係るものに限る。）」に改め、同条第二号中「鉱物の名称が」を「鉱物が」に、「鉱物の名称に」を「鉱物（特定鉱物を除く。）に」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。